

## 安全対策推進員要綱

### 第1 目的

この要綱は、公益社団法人日野市シルバー人材センター委員会設置規程第9条に基づき、安全対策推進員（以下「対策推進員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 選任および任期

対策推進員は、職群班の班長および職場グループのリーダーをもってあてる。

2 対策推進員に関する委嘱は会長が行い、その任期は、班長および職場リーダーの任期とする。

3 職場に班長またはリーダーが委嘱されていない場合は、例外的に対策推進員を置かないこともある。

### 第3 職務

対策推進員は、会員の健康と安全就業のため、委員会および安全就業推進員からの指示・情報を職場の会員に伝達することを職務とする。

2 対策推進員は、必要あるときは、委員会に意見を上申できる。

### 第4 協議

この要綱に定めるもののほか、対策推進員について必要な事項は、委員会において協議するものとする。

#### 付 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、昭和62年6月25日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成2年6月22日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。